

○ 財務省告示第 17 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 7 年 12 月 17 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 14 日

財務大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

- 1 名称及び記 利付国庫債券（10 年）（第 361 回）、利付国庫債券（20 年）（第 124 号回、第 125 回、第 127 回、第 128 回、第 129 回、第 130 回、第 131 回、第 132 回、第 133 回、第 134 回、第 135 回、第 136 回、第 137 回、第 138 回、第 139 回、第 140 回、第 141 回、第 143 回、第 144 回、第 145 回、第 150 回、第 152 回、第 153 回、第 154 回、第 155 回及び第 156 回）及び利付国庫債券（30 年）（第 5 回、第 7 回、第 8 回、第 11 回、第 12 回、第 13 回、第 15 回、第 18 回、第 20 回、第 22 回、第 28 回、第 29 回、第 31 回、第 32 回、第 33 回及び第 34 回）
- 2 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 47 条第 1 項  
法律及びその条項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 利回り格差（第 17 号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
- 5 募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
- 6 発行額 額面金額で 648,700,000,000 円  
内訳（別表のとおり）
- 7 払込金額 651,387,200,000 円
- 8 最低額面金額 50,000 円
- 9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 10 発行日 令和 7 年 12 月 17 日

11 発行価格 発行対象国債ごとに、額面金額 100 円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第 } 17 \text{ 号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

12 利率 (別表のとおり)

13 経過利子の 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出  
払込み した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額 × 各発行対象国債の利率 /  
100 × 各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第 10 号に  
規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同  
日になる場合には、零。） / 365

14 利子 第 10 号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期と  
し、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。た  
だし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う  
(償還期限について同じ。)。

$$\frac{\text{各発行対象国債の額面金額}}{\text{各発行対象国債の利率} \times \frac{1}{100}} \times \frac{1}{2}$$

15 儻還期限 (別表のとおり)

16 儻還金額 額面金額 100 円につき 100 円

17 入札の基準 銘柄毎の基準利回は、令和 7 年 12 月 16 日付で日本証券業協会が発  
する各發 表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回  
行対象国債 りとする。  
の利回り

18 元利金支払 日本銀行  
場所

19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者

20 払込期日 令和 7 年 12 月 17 日

(別表)

名称及び記号	利率 (年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券（10 年） (第 361 回)	0.1%	令和 12 年 12 月 20 日	1,000,000,000 円

利付国庫債券(20年) (第124回)	2.0%	令和12年12月20日	41,500,000,000円
利付国庫債券(20年) (第125回)	2.2%	令和13年3月20日	28,900,000,000円
利付国庫債券(20年) (第127回)	1.9%	令和13年3月20日	18,900,000,000円
利付国庫債券(20年) (第128回)	1.9%	令和13年6月20日	8,200,000,000円
利付国庫債券(20年) (第129回)	1.8%	令和13年6月20日	43,400,000,000円
利付国庫債券(20年) (第130回)	1.8%	令和13年9月20日	9,400,000,000円
利付国庫債券(20年) (第131回)	1.7%	令和13年9月20日	3,800,000,000円
利付国庫債券(20年) (第132回)	1.7%	令和13年12月20日	31,900,000,000円
利付国庫債券(20年) (第133回)	1.8%	令和13年12月20日	9,900,000,000円
利付国庫債券(20年) (第134回)	1.8%	令和14年3月20日	36,700,000,000円
利付国庫債券(20年) (第135回)	1.7%	令和14年3月20日	53,000,000,000円
利付国庫債券(20年) (第136回)	1.6%	令和14年3月20日	60,300,000,000円
利付国庫債券(20年) (第137回)	1.7%	令和14年6月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券(20年) (第138回)	1.5%	令和14年6月20日	73,600,000,000円
利付国庫債券(20年) (第139回)	1.6%	令和14年6月20日	18,500,000,000円
利付国庫債券(20年) (第140回)	1.7%	令和14年9月20日	59,700,000,000円

利付国庫債券(20年) (第141回)	1.7%	令和14年12月20日	16,600,000,000円
利付国庫債券(20年) (第143回)	1.6%	令和15年3月20日	7,000,000,000円
利付国庫債券(20年) (第144回)	1.5%	令和15年3月20日	5,500,000,000円
利付国庫債券(20年) (第145回)	1.7%	令和15年6月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券(20年) (第150回)	1.4%	令和16年9月20日	900,000,000円
利付国庫債券(20年) (第152回)	1.2%	令和17年3月20日	100,000,000円
利付国庫債券(20年) (第153回)	1.3%	令和17年6月20日	7,800,000,000円
利付国庫債券(20年) (第154回)	1.2%	令和17年9月20日	5,600,000,000円
利付国庫債券(20年) (第155回)	1.0%	令和17年12月20日	100,000,000円
利付国庫債券(20年) (第156回)	0.4%	令和18年3月20日	400,000,000円
利付国庫債券(30年) (第5回)	2.2%	令和13年5月20日	900,000,000円
利付国庫債券(30年) (第7回)	2.3%	令和14年5月20日	400,000,000円
利付国庫債券(30年) (第8回)	1.8%	令和14年11月22日	600,000,000円
利付国庫債券(30年) (第11回)	1.7%	令和15年6月20日	1,400,000,000円
利付国庫債券(30年) (第12回)	2.1%	令和15年9月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券(30年) (第13回)	2.0%	令和15年12月20日	1,600,000,000円

利付国庫債券(30年) (第15回)	2.5%	令和16年6月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券(30年) (第18回)	2.3%	令和17年3月20日	800,000,000円
利付国庫債券(30年) (第20回)	2.5%	令和17年9月20日	600,000,000円
利付国庫債券(30年) (第22回)	2.5%	令和18年3月20日	6,000,000,000円
利付国庫債券(30年) (第28回)	2.5%	令和20年3月20日	1,700,000,000円
利付国庫債券(30年) (第29回)	2.4%	令和20年9月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券(30年) (第31回)	2.2%	令和21年9月20日	900,000,000円
利付国庫債券(30年) (第32回)	2.3%	令和22年3月20日	400,000,000円
利付国庫債券(30年) (第33回)	2.0%	令和22年9月20日	7,000,000,000円
利付国庫債券(30年) (第34回)	2.2%	令和23年3月20日	55,200,000,000円